

藤沢市都市マスタープランについて

都市計画とは

健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを基本理念に、そのために適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるように、「土地利用」、「都市施設」、「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定めているものです。

土地利用
区域区分、用途地域指定 等

都市施設
道路、公園、下水道 等

市街地開発事業
土地区画整理事業等

都市マスタープランとは

長期的展望にたち、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもので、市の都市計画、都市づくりに関する指針となるものです。都市計画法により策定が位置付けられています。

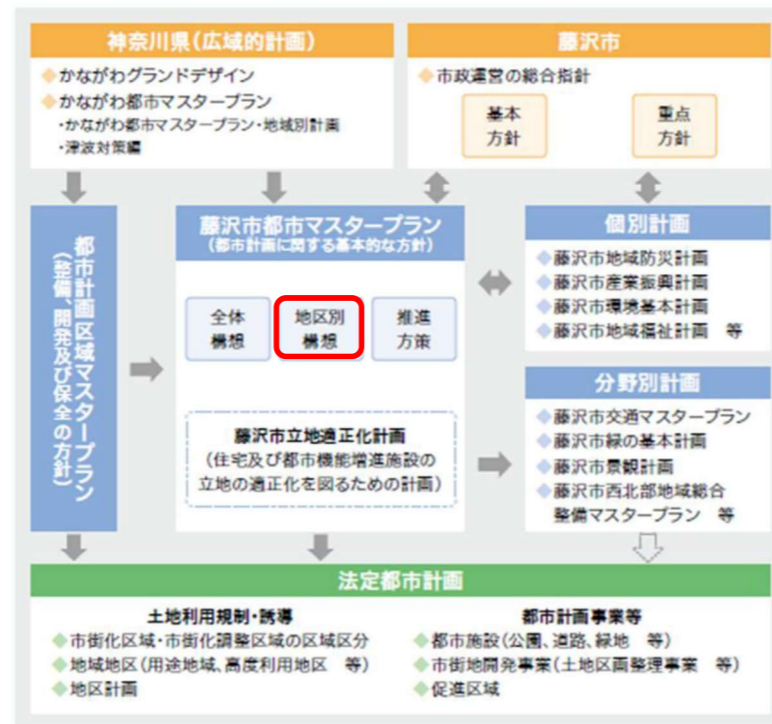
藤沢市都市マスタープランとは

役割

概ね20年後を見据え、本市における都市計画、都市整備等の都市づくりを進める上での方向性を示すとともに、法定都市計画の見直しや決定に際して指針としての役割を担っています。

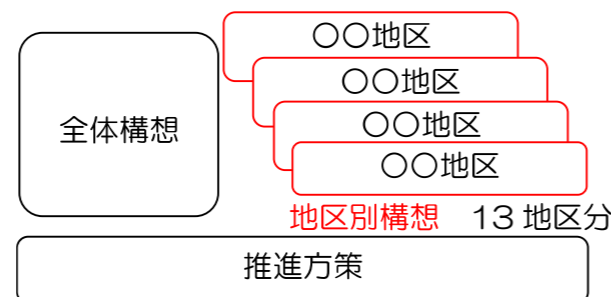
位置付け

- 「藤沢市市政運営の総合指針」と整合を図りつつ、おおむね20年の中長期を見据えた計画を示しています。
- 「藤沢市地域防災計画」や「藤沢市産業振興計画」等の個別計画と連携して、総合的かつ計画的に都市づくりを進めます。
- 「藤沢市交通マスタープラン」や「藤沢市緑の基本計画」等の分野別計画を策定する際の指針となります。



構成

「全体構想」「地区別構想(「○○地区構想」×13地区分)」「推進方策」で構成されています。



藤沢市都市マスタープランの改定について

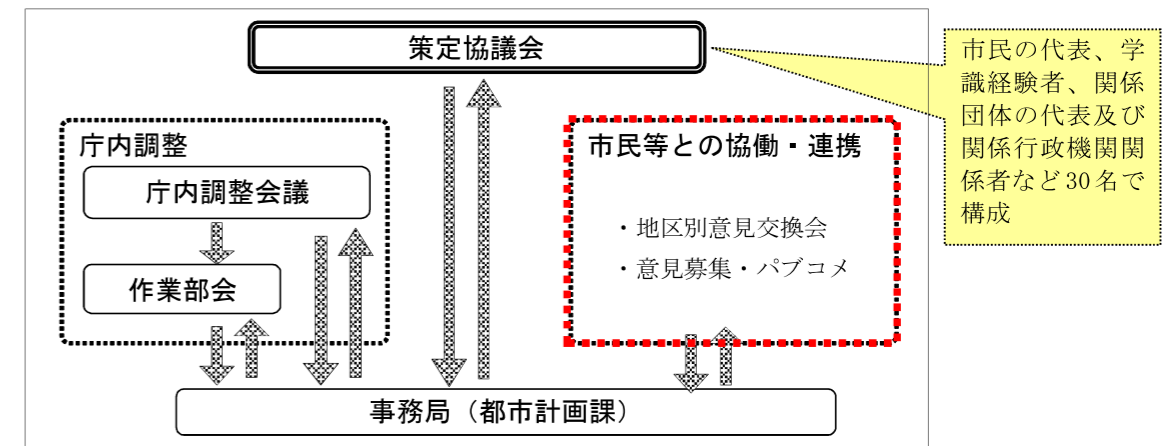
改定にあたって

「藤沢市都市マスタープラン」は、平成11年2月に策定し、その後、平成23年3月に改定、平成30年3月に部分改定を行い、この「都市マスタープラン」＝「都市計画に関する基本的な方針」に基づき、まちづくりを進めてきました。

全国と同様に本市でも、少子超高齢社会等の従来からの課題に加え、激甚化・頻発化する自然災害への対応、脱炭素社会の実現などに向けた藤沢市気候非常事態宣言の表明、分野別計画の改定、アフターコロナ時代への移行、進展するデジタル社会への対応など、これらの変化に適切に対応したまちづくりを進めるため、「藤沢市都市マスタープラン」の改定を行うものです。

改定検討の進め方

都市マスタープランの改定案をまとめる組織として策定協議会を設置します。この策定協議会での検討のほか、地域の方々と意見交換をするための地区別の意見交換会、素案段階でのパブリックコメントなどを行います。特に地区別構想については、郷土づくり推進会議等と検討段階での意見交換をさせていただきたいと考えています。



改定のスケジュール

令和7年度末の改定を目標に取り組を進めます。

